

携帯品一時預り取扱規則

2025年6月16日改正

(目 的)

第1条 この規則は、株式会社小田急箱根 索道部（以下「当社」という。）の駅における旅客の携帯品の一時預りについて合理的な取扱方を定め、もって利用者の便利と業務の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当社における携帯品の一時預りについては、別に定める場合を除いて、この規則を適用する。

(料金前払いの原則)

第3条 携帯品の一時預りを利用する場合、旅客は現金または当社が特に認めた商品券等の有価証券もしくはクレジットカードをもって、所定の料金を支払うものとする。

(契約の成立時期と適用)

第4条 携帯品の一時預り契約は、その成立について旅客が料金を支払い、その契約に関する証票の交付を受けたときに成立する。

2 第1項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立したときの規定による。

(一時預りの制限又は停止)

第5条 一時預り業務の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、長さ、容積、重量、個数、品目、取扱時間の制限または受託もしくは取扱いの停止をすることがある。

2 第1項の制限または停止する場合は、その旨関係駅に掲示する。

(期間の計算方)

第6条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(一時預りの取扱駅・取扱範囲および取扱時間)

第7条 旅客は、当社が指定する駅において、携帯品の一時預りを利用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する物品については、一時預りを利用することはできない。

- (1) 1個の長さが2メートル（運動用具、つり道具および天幕および生活用品を除く。）をこえるもの
- (2) 1個の容積が0.5立方メートルをこえるもの
- (3) 1個の重量が30キログラムをこえるもの
- (4) 他の物品を汚損するおそれがあるもの
- (5) 臭気を発するものまたは不潔なもの
- (6) 腐敗または変質しやすいもの
- (7) 荷造が不完全なもの
- (8) 危険品
- (9) 貴重品

(10) 自転車（手回り品として搬器に持ち込める状態の場合は除く）

2 一時預り取扱駅は、当該駅に掲示する。

3 一時預りの取扱時間は、当社の営業時間内に限る。

（種類および性質の申出）

第8条 旅客は、携帯品預入れの際に、種類および性質の申し出をするものとする。

2 容器・荷造等から携帯品の内容が判明せず、且つ旅客の申し出に疑いがあるときは、旅客がその内容を明らかにした場合に限って、一時預りの取扱いをする。

（一口の範囲）

第9条 一時預り品は、1個を1口とする。ただし、集団の旅客から同時に携帯品2個以上の一時預けの申し出があった場合で、預け日数その他の取扱条件を同じくするときは、これらを1口で取扱うことがある。

（一時預り料）

第10条 携帯品について一時預りの取扱いをする場合は、携帯品1個につき、1日1回1,000円の一時預り料金を収受する。

2 第1項の規定による料金は、携帯品預け入れの際に、預入れ当日1日分の相当額を収受し、預け日数が2日以上のもは、その残額を一時預り品引渡の際に収受する。

（一時預り整理票）

第11条 携帯品の一時預りを受けるときは、当社は一時預り整理票を交付する。

2 預け主は、一時預り整理票の駅控え片に預け主の氏名、連絡先を記入するものとする。

（一時預り期間）

第12条 預け主は、預け入れの日から7日以内に一時預り品を引き取らなければならない。

2 第1項に規定する期間内に一時預り品を引き取らない場合は、事故荷物として当社が定める場所において保管する。

3 第2項の規定により当社が保管する期間は、預け入れの日から30日とし、同期間内に一時預り品を引き取らない場合は、預け主が当該物品（中身を含む。）の所有権を放棄したものとみなし、当社において所定の処分を行い、その代金は保管料金、その他費用に充当する。

（一時預り品の引渡し）

第13条 一時預り品は、一時預り整理票と引換に引き渡す。

2 一時預り整理票の紛失、その他事由により、これを提出できない場合は、一時預け人から在中品明細書の提出を受け、当社が正当権利者であることを認めたときは、その受領印によって引き渡しをする。

3 第2項の規定のほか、当社が正当権利者であると認めることが困難であるときは、資力信用が充分であると認めるものを保証人とする保証書と引き換えに一時預り品の引き渡しをする。

4 在中明細書および保証書の様式は別表1とする。

（一時預り品の押収または差押え）

第14条 一時預り品の預け入れ後に、その物品が犯罪の証拠物と認められ裁判官の押収に関

する令状に基づいて司法警察職員に押収された場合は、次の各号による。

- (1) 当社は、押収された物品に対する保管の責任は負わない。ただし、物品の一部が押収されたときは、その残金のものに対してはこれを保管する。
 - (2) 前号のただし書きの場合において、一時預り品の回送を行ったときは、回送に要した費用を一時預け品から収受する
 - (3) 押収された一時預り品に対する一時預り料金は払い戻しをしない。
- 2 第1項の規定は、一時預り品の預け入れ後にその一時預り品が国税徴収法その他の法令の定めるところにより、収税官吏等に差押された場合に準用する。

付 則

この規則は、2025年6月16日から実施する。

別表1 在中品明細書の様式

在中品明細書	
預入年月日	年 月 日 時 分
預入駅	駅
預入品	
内容・形状	
上記の物品を受領しました。	
引き取り日 年 月 日	
住 所	
氏 名 印	
電話番号	
保証人 住 所	
氏 名 印	
電話番号	
駅 扱者	

提出いただいた個人情報は、この取扱い以外では使用いたしません。

株式会社小田急電鉄

改正履歴

1959（昭和 34）年 12 月 06 日制定

1962（昭和 37）年 12 月 10 日改正

1977（昭和 52）年 04 月 02 日改正

1989（平成 1）年 04 月 01 日改正

1992（平成 4）年 05 月 16 日改正

1996（平成 8）年 04 月 13 日改正

2007 年 04 月 01 日改正

2021 年 04 月 01 日改正

2024 年 04 月 01 日改正

2025 年 06 月 16 日改正